

令和6年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

令和 6年 8月27日

①滋賀県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

滋賀県道路メンテナンス会議 規約 （案）

（名 称）

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）研修・基準類の説明会等の調整
- （2）点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- （3）点検・措置状況の集約・評価・公表
- （4）点検業務の発注支援
- （5）技術的な相談対応
- （6）その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

（組 織）

第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路保全課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会」を設置するものとする。
なお、滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会会則は、別途定めるものとする。
8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。
なお、跨道施設連絡部会会則は、別途定めるものとする。

9. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連絡会議規約は、別途定めるものとする。

（会議の運営）

第1条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第2条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。

3. 事務局は次の事項について調整する。

- （1） 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- （2） 会議における審議議題の調整
- （3） 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4） その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第3条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第4条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする

（附則）

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。

本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。

本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。

本規約は、平成29年 2月 2日から改正する。

本規約は、平成29年 7月13日から改正する。

本規約は、令和 元年 7月30日から改正する。

本規約は、令和 2年 8月28日から改正する。

本規約は、令和 3年 8月26日から改正する。

本規約は、令和 4年 8月25日から改正する。

本規約は、令和 5年 8月24日から改正する。

本規約は、令和 6年 8月27日から改正する。

現行

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
オブザーバー	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	道路部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	都市建設部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	滋賀県建設技術センター	理事
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

改正(案)

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
オブザーバー	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全・サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	道路部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	建設部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	都市建設部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	滋賀県建設技術センター	理事
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

①滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会 会則（改正案）

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会」（以下、「連絡調整部会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡調整部会は、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 連絡調整部会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。

2. 連絡調整部会には、部会長を1名置くものとし、部会長は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所副所長とする。

3. 連絡調整部会構成員は「別表」のとおりとする。

（業務）

第4条 連絡調整部会は、その目的を達成するために、次の事項について情報共有及び協議・調整を行う。協議・調整の結果は、滋賀県道路メンテナンス会議にて報告するものとする。

（1）研修・基準類の説明会等の調整

（2）点検・措置状況の集約・評価・公表

（3）技術的な相談対応

（4）その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

（会議の開催）

第5条 連絡調整部会は、必要に応じて開催するものとする。

2. 連絡調整部会は、必要に応じて部会長の指名する者の出席を求めることができるものとする。

3. 連絡調整部会に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第6条 連絡調整部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 連絡調整部会の事務局は、滋賀県道路メンテナンス会議の事務局が兼ねるものとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。

（1）連絡調整部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（2）連絡調整部会における情報共有及び協議・調整の連絡調整

（3）会則の策定・改正・廃止等に係る調整

（4）その他、連絡調整部会の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第7条 本会則の改正等は、連絡調整部会の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本会則に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（付則）

この会則は、令和 2年 8月28日から適用する。

この会則は、令和 3年 8月26日から適用する。

この会則は、令和 4年 8月25日から適用する。

この会則は、令和 5年 8月24日から適用する。

この会則は、令和 6年 8月27日から適用する。

現行

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿

	所 属	役 職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課 課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 道路河川課長
	栗東市	建設部 土木交通課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部 建設管理課長
	湖南市	都市建設部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 道路課長
	近江八幡市	都市整備部 土木課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

改正（案）

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿

	所 属	役 職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課 課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全・サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全・サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路インフラ保全室長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	建設部 道路河川課長
	栗東市	建設部 土木交通課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部 建設管理課長
	湖南市	都市建設部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 道路課長
	近江八幡市	都市整備部 土木課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

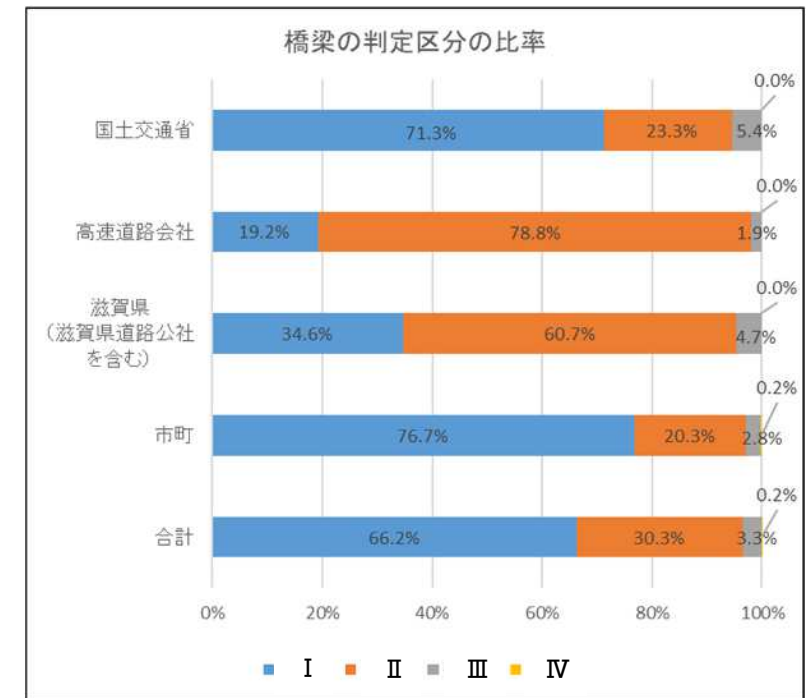
②滋賀県内の令和5年度点検結果（速報）【橋梁】

○ 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が3橋、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が66橋、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が603橋となっている。

令和5年度管理者別点検速報（橋梁）

令和6年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	741	129	92	30	7	0
高速道路会社	404	52	10	41	1	0
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	3,106	407	141	247	19	0
市町	7,866	1,403	1,076	285	39	3
合計	12,117	1,991	1,319	603	66	3



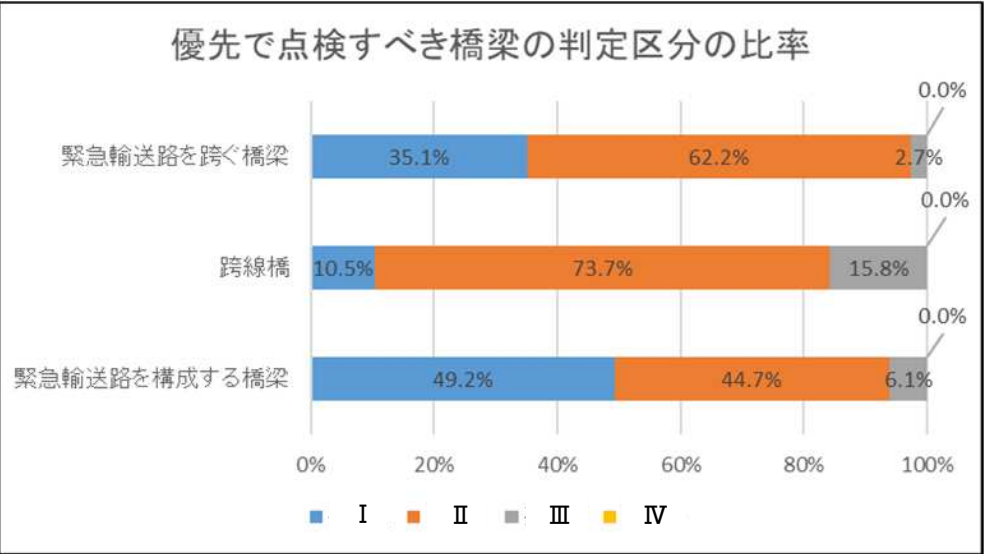
※ 管理施設数は令和5年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

※ 判定区分の比率は、端数処理（四捨五入）の関係で合計値が100%にならない場合があります。

令和5年度管理者別点検速報（優先で点検すべき橋梁）令和6年3月末現在

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	226	37	13	23	1	0
跨線橋	92	19	2	14	3	0
緊急輸送路を構成する橋梁	2,724	329	162	147	20	0



※ 管理施設数は令和5年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
※ 判定区分の比率は、端数処理（四捨五入）の関係で合計値が100%にならない場合があります。

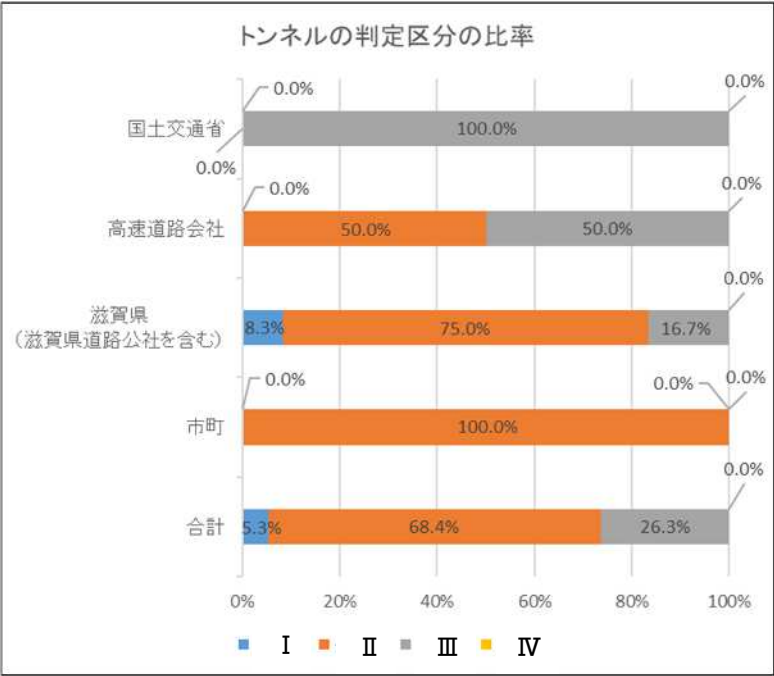
②滋賀県内の令和5年度点検結果（速報）【トンネル】

- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はない。
- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が5本、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が13本となっている。

令和5年度管理者別点検速報(トンネル)

令和6年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	12	2	0	0	2	0
高速道路会社	20	2	0	1	1	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	54	12	1	9	2	0
市町	10	3	0	3	0	0
合計	96	19	1	13	5	0



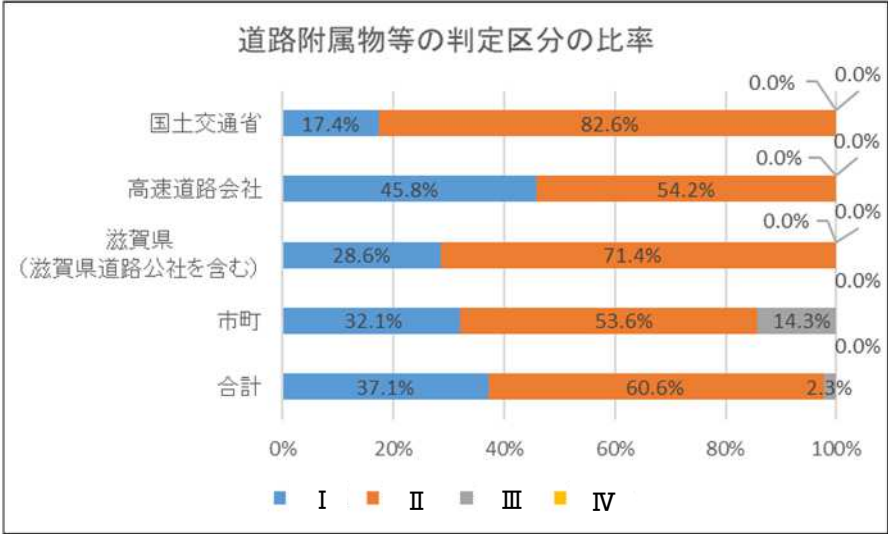
※ 管理施設数は令和5年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
※ 判定区分の比率は、端数処理（四捨五入）の関係で合計値が100%にならない場合があります。

②滋賀県内の令和5年度点検結果（速報）【道路附属物等】

- 滋賀県内における道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はない。
- 滋賀県内における道路付属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が4箇所、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が106箇所となっている。

令和5年度管理者別点検速報（道路附属物等）令和6年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	105	23	4	19	0	0
高速道路会社	273	96	44	52	0	0
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	65	28	8	20	0	0
市町	39	28	9	15	4	0
合計	482	175	65	106	4	0



※ 管理施設数は令和5年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
※ 判定区分の比率は、端数処理（四捨五入）の関係で合計値が100%にならない場合があります。

日 程	項 目	内 容
R5.5.19	近畿管内道路メンテナンス会議	・最近の道路メンテナンスの動向について ・近畿道路メンテナンスセンターの自治体支援の取り組みについて ・点検支援技術性能カタログのデモおよびプレゼンテーション
R5.8.24	令和5年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議	・滋賀県内の令和4年度点検結果（速報） ・滋賀県内の令和5年度点検計画 ほか

○令和5年度滋賀県道路メンテナンス会議（令和5年8月24日開催）
滋賀県道路メンテナンス会議は、道路法第28条の2に規定する協議会です。滋賀県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として平成26年5月に設立されました。令和5年度会議では、令和4年度に実施した点検結果を速報するとともに、令和5年度の活動計画について意見交換を対面およびWeb形式にて行いました。



R5.8.24 令和5年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

④滋賀県内の令和6年度点検計画（案）

＜令和6年度における橋梁点検予定（各管理者別）＞

○ 令和6年度は、国土交通省221橋、高速道路会社80橋、滋賀県932橋、市町1,688橋の点検を実施する予定である。（令和6年3月末現在）

橋梁における各管理者別の令和6年度の点検予定

令和6年3月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R6	R7	R8	R9	R10
国土交通省	741	221	118	160	113	129
高速道路会社	404	80	69	56	151	48
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	3,106	932	745	529	348	552
市町	7,866	1,688	1,482	1,498	1,734	1,443
合計	12,117	2,921	2,414	2,243	2,346	2,172

※ 令和6年度点検予定数は、令和6年3月末現在の予定件数であり、今後変更が生じることがあります。
 ※ 橋梁の架替・撤去や点検の前倒し等により管理施設数と点検実施数の合計が合わない場合があります。

R6.5.24	近畿管内道路メンテナンス会議	・最近の道路メンテナンスの動向について ・近畿管内の道路メンテナンスについて ・インフラメンテナンス大賞のプレゼンテーション ・点検支援技術性能カタログのデモおよびプレゼンテーション
R6.8.27	令和6年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議	・滋賀県内の令和5年度点検結果（速報） ・滋賀県内の令和6年度活動計画 ほか
R6.11 ～12頃	令和6年度第1回滋賀県道路鉄道連絡会議	・内容未定

- 各種会議などの開催時期及び内容は、現時点での予定であり、変更となる場合があります。